

<論 説>

財務数値からみた再結合後の三井家大元方： 1797年－1835年

西 川 登

はじめに

近世の三井は、京都・江戸・大坂（大阪）の三都のそれぞれに呉服店（三井内部では「本店」と呼んだ）や両替店などの店々を設け、それらの事業と三井同苗（同族）各家の家政とを統轄するために、「大元方」（おもとかた）という名称の中央機関を設けた。「大元方」は同苗11家（創業者＝三井高利の嫡出男子を始祖とする6軒を「本家」と呼び、他の5家を「連家」と呼んだ）の当主を持分所有者とする合名会社のような組織で、「本店一卷」（呉服店等の店舗グループ）や「両替店一卷」を傘下に置いた。やがて、三井同族団内部で北家（惣領家）と六角家（次男家）との対立に起因する同苗諸家間の不和が高まっていき、事業活動の不振も加わって、1774年（安永三甲午年）に三井同苗11家が3集団に分裂することになり、同年12月末日（十二月晦日）を期して企業分割が行われた。この企業分割により、本家2軒と連家2軒との4家の同苗集団が「本店一卷」を所有し、別の本家4軒の同苗集団が「両替店一卷」と不動産の一部を所有し、残りの不動産を連家3軒の同苗集団が所有することになった（三井文庫，1980，310－326頁，西川，1993，179－189頁，西川，2004，129－136頁）。

その後紆余曲折があったが、分割推進の中心人物であった三井高登（六角家第3代）が1793年（寛政5）に死去したことが大きな転機となった。三井家発祥の地・松坂の領主である紀州徳川家の介入もあって、三井同苗11家は再び「一致の建」に戻り、企業再結合が行われた（三井文庫，1980，338頁）。しかし、再結合後の「大元方」は、本店、両替店、松坂店の営業組織を三井一家が共有する家産共有制の復活にほかならないが、安永持分け以前の大元方とはまた異なるものであった」（三井文庫，1980，347頁）。すなわち、分割前の「大元方」は三井全体の資金配分機能を有していて、営業組織の留保利益の9割程が3年（6期）ごとに「大元方」に振り替えられ、必要に応じて各営業組織へ「大元方」から融資がなされていた。再結合後の「大元方」は、このような資金配分機能をほとんど喪失した。本稿では、再結合後の1797年下期（寛政九丁巳歳秋季）から1835年下期（天保六乙未歳秋季）までの「大元方」がどのような動きをしていたのかを、決算報告書である『大元方勘定目録』の財務数値からみていく。

なお、拙稿・西川（2002a）で「大元方」が創設された1710年（宝永7）から1718年（享保3）について、西川（2003）で1719年（享保4）から1740年（元文5）について、財務数値による「大

元方」の経営の分析を行った。また、1741年(寛保元)から1774年(安永3)の「大元方」の経営分析については飯野(2002)および飯野(2003)を、同苗集団分裂期の1775年(安永4)から1797年(寛政9)については西川(2004)を、幕末・維新时期の1836年から1892年(明治25)については飯野(2004)を、それぞれ参照されたい。本稿に記す三井大元方の財務数値は、特に断りのない限り、『大元方勘定目録』(三井文庫所蔵資料)に拠る。

1 企業再結合の分割会計処理

三井の再結合は、1797年5月に決定されたが(三井文庫, 1973, 資料47), 再結合後最初の「大元方」の寄合は同年7月26日に開催され(三井文庫, 1980, 687頁), 同年下半年の『大元方勘定目録』(資料番号=続3019)上に結合の会計処理が表示されている。

この企業結合会計は、1794年末に同苗3集団の各々に分割された資産・持分等をほぼ元に戻すような形で行われた。ただし、「本店一卷」および「両替店一卷」への各融資額のうち、それぞれの不良資産の大部分を企業分割時に償却し、残りの不良資産のほとんども分割期間中に償却されていたが、再結合にさいして、それらの不良資産(総額で銀8,600貫930匁余)が復活計上され、そのうちの2割弱(銀1,559貫)が再び償却された(西川, 1993, 233-235頁)。

再結合された資産と持分等とは《表1》に示すように、「貸し方」(資産の部)と「預り方」(資本負債の部)および「入方」(収益の部)とに、それぞれ「当季元方目録結合銀」という名称のもとで個々の内訳を明示して記録されている。再結合された持分等の大部分が、「入方」に計上され、損益計算を介して、「有銀」(変動資本金, 維持すべき資本)に加算された。残りの部分は「有銀」に加算されずに、「六角様預〔り〕」といった個々の項目名で「預り方」に計上された。「預り方」に直接計上された部分は、分割時に同苗各家に「別預け」の名称で、各同苗集団に分与された部分である(西川, 同所)。

「有銀」に加算された部分は、各家の「歩」の数(総歩数を220とし、惣領家=62, 次男家=30, 三男家=27, 最末端の連家=2.5というように家ごとに段階的に差を付けた)すなわち持分所有率に按分比例させて、分割時に各家の「大元方」に対する持分を減額した部分である。分割された資産額との調整で、持分所有率とは別に計算された部分が、「別預け」とされていた(西川, 1993, 188頁)。

この分割時の差額調整には、同苗各家における「大元方」からの借財額が考慮されていたものと思われる。再結合時に、資本取引であるはずの持分等の増加のうち、一部分がこのように分離されて、大部分が損益計算を介したのは、恐らく、同苗個々の「持分」等と「有銀」との増加理由を財務諸表上に詳しく明記しようとする工夫だったのであろう。それはともかく、前述のように不良資産を復活させた結果、再結合による「有銀」の増加は、「安永三年に分割された有銀よりも銀七〇〇〇貫目以上も多くなって」いて、「有銀に過大な操作がなされ」(賀川, 1985, 21頁)っていたのである。

《表1》寛政一致（再結合）の会計処理「目録結合録」1797年（寛政9日）上期末

「貸シ方」(資産)増加額		「預り方」(資本負債)増加額	
	銀貫匁		銀貫匁
本店元建かし	375.000.	本店預 長井別印	33.218.97
向店元建かし	300.000.	同所預 伊勢方②	14.707.46
本店年賦納残	3,543.148.8	則右衛門様預②	196.972.1
向店賦納残	364.072.	六角様預④	75.000.
本店別かし	390.000.	竹屋町様預④	186.230.
本店通用差引残	4,501.000.	出水様預④	75.000.
本店塞り物かし③	868.197.87	「預り方」計	581.128.53
元方目録店かし③	1,860.000.	「大方」(収益)増加額	
両替店元建かし①	2,000.000.	北様	5,270.613.8
両替店年賦納残①	4,595.374.618	新町・家原・長井様	2,762.821.75
両替店通用かし①	2,092.408.866	本店へ御渡し高	1,009.302.27
両替店かし③	1,008.000.	本店塞り物かし③	868.197.87
江戸家方40ヶ所	3,393,900.	元方目録本店貸③	1,860.000.
同所7ヶ所	804.000.	両替店四軒様御持分	8,500.990.
大坂家方4ヶ所	404.770.	両替店塞り物かし①	4,864.733.484
新田	300.000.	両替店かし③	1,008.000.
江戸室町二丁目家代	90.000.	伊勢方三軒様御持分	1,785.207.9
大坂梶木町家代	15.500.	「大方」計	27,929.867.074
不明之品⑤	6.000.	「預り方」「大方」計	28,510.995.604
伊勢方持分抱屋敷	1,982.180.	惣歩数余計銀	382.556.55
合計	28,893.552.154	合計	28,893.552.154

(注) ①分割時の処理では投融资総額から不良債権を整理した純額で表示されていたものが、ここでは総額で記載。ただし、①の相殺後の額は3823貫50目となり、分割時の3883貫50目とは60貫だけくい違う。
 ②両者の合計が211貫679匁5分6直となり、分割時の「小野田別預け」額に一致。
 ③分割時には各店へ債権として大元方の資産に残されていたものが、1788=天明8年の不良資産整理時に償却されいったん簿外に落とされたもの。
 ④三者の合計額336貫230匁は分割時の両替店一巻への「三家別預け」586貫126匁8分と249貫896匁8分の差があるが、その差額は分割時に両替店一巻へ分離されながら再結合時に大元方へ戻らない資産9点の合計額に一致。
 ⑤分割時の「両替店渡し置」54貫が脱漏しているのと①の誤記とが相殺された額に等しい。
 なお、金1両=銀60匁で銀額に統一。

(出所) 西川, 1993, 234頁より転載(元の表は『寛政九丁巳七月ヨリ極月迄 大元方勘定目録』(統3019)等より西川が作成)。

2 大元方の資産・負債・資本の推移

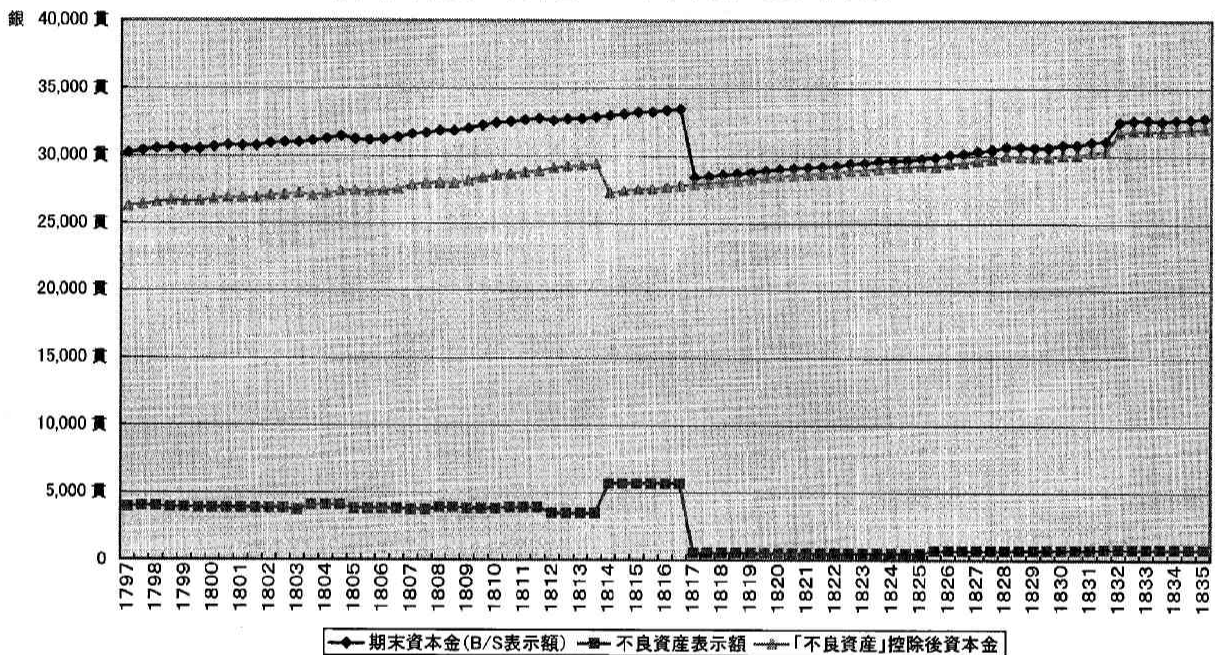
「大元方」は、1710年の創設時から1774年の企業分割に至るまでの時期には、現代の事業部制組織における本社のような機能を有し、三井の事業全体の経営管理について、組織改革や人事、資金配分などの意思決定を行っていた(ヒルシュマイヤー・由井, 1977, 79-81頁, 三井文庫, 1980, 96-102頁, 西川, 1993, 119-122頁)。資金配分をみれば、傘下の営業店の稼ぎ出した利益を吸い上げて資本を蓄積するとともに(1721年下期からは「三年勘定」として、6期ごとに傘下営業店の留保利益の9割が「大元方」に振り替えられるようになった。それ以前の留保利益振替は不定期に行われた)、傘下営業店へ資金需要に応じた融資をおこなっていた(西川, 1993, 109-114頁, 西

《表2》大元方の資本金・当期純利益・

	寛政9秋 1797下	寛政10春 1798上	寛政10秋 1798下	寛政12秋 1800下	文化2秋 1805下
期首「有銀」(資本金)	銀貫匁 2,165,912	銀貫匁 30,230,691	銀貫匁 30,402,132	銀貫匁 30,533,719	銀貫匁 31,468,662
当期純利益	28,064,779	171,440	150,905	138,967	-219,478
期末資本金	30,230,691	30,402,132	30,553,036	30,672,686	31,249,184
不良債権額表示額	3,942,500	3,992,500	3,992,500	3,857,300	3,809,000
不良債権控除後期末資本金	26,288,191	26,409,632	26,560,536	26,815,386	27,440,184

(出所) 『大元方勘定目録』(寛政九歳秋季=統3019, 同十歳春季=統3020, 同年秋季=統3021, 同十二歳秋季=統3025, 三歳=統3085, 天保六歳秋季=統3095)

《図1》大元方の資本金 1779年下期-1835年下期



(出所) 『寛政九丁巳歳七月ヨリ極月迄 大元方勘定目録』(統3019) ~ 『天保六乙未歳從七月至極月 大元方勘定目録』(統3095)

川, 2002, 167-168頁)。企業分割によって「大元方」はこのような機能を失ったが, 1797年の再結合後も, 「三年勘定」は復活せず, 「大元方の蓄積機能も非常に限定的なのでしかなかった」のである(賀川, 1985, 22頁)。

それでは, まず, 「大元方」の資本金と純利益の推移を見てみよう。『大元方勘定目録』には, 貸借対照表と損益計算書とを表示した後に, 資本金の修正計算と修正後の資本金に対する同苗11家それぞれの持分額を表示している。資本金の修正計算では, まず, 期首資本金(有銀)を示し, それに当期純利益(当季目録尻)を加えて期末資本金(正味惣有物高)を計算し, そこから不良債権額(□印)を差し引いて, 修正後の期末資本金額(引残て)を表示している。

《表2》に, 期首資本金, 当期純利益, 期末資本金, 不良資産額, および不良資産控除後期末資本金の各々の額を, 1797年下期から1835年下期までについて, 『大元方勘定目録』の資本金

不良債権 1779年下期 - 1835年下期

文化7秋 1810下	文化12秋 1815下	文政3秋 1820下	文政8秋 1825下	文政13秋 1830下	天保6秋 1835下
銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁
32,285,138	33,140,750	28,930,598	29,719,121	30,644,734	32,755,670
189,238	116,039	98,879	96,661	169,845	79,603
32,474,376	33,256,789	29,029,477	29,815,782	30,814,579	32,835,274
3,860,000	5,727,480	526,000	525,000	750,000	783,000
28,614,376	27,529,309	28,503,477	29,290,782	30,064,579	32,052,274

文化二歳秋季 = 統 3035, 同七歳秋季 = 統 3045, 同十二歳秋季 = 統 3055, 文政三歳秋季 = 統 3065, 同八歳秋季 = 統 3075, 同十

修正計算の部分に表示されている銀額通りに掲げる。また、期末資本金、不良資産の、および不良資産控除後の修正期末資本金の推移を折れ線グラフにして、《図1》として掲げる。ただし、《表2》では、紙幅の都合から、1800年下期以降については5年(10期)ごとにしている。

前述のように、「本店一卷」および「両替店一卷」への不良融資額の銀7,000貫以上を再結合時に復活させたが、その他の不良債権も含めて、銀4,000貫弱(1797年下期で銀3,942貫500匁)については、貸借対照表の資産の部に計上された個別項目ごとに□(四角)の印を押して計上するとともに、資産の部の末尾に不良資産総額を注記している(ただし、京都両替店を通じて行っている大名貸し = 「京両替店扱金かし」の銀3,300貫強については、個別項目ごとに不良債権を示さず、概算で銀600貫としている。江戸両替店を通じての「江戸元方扱金かし」については、合計金額に□を押印)。過去に償却した債権の全額を不良債権と認識しなかった理由や不良資産の認識基準については不明である。上述のように、この□印の不良資産総額を差し引いて、期末資本金の修正計算を行っている。

1814年(文化11)下期に不良資産表示額が銀5,700貫強に増えているのは、「両替店一卷」への融資額 = 銀8,500貫強(表3の「両替店かし」には定額投資の銀2,000貫を含む)のうち、銀2,306貫ほどを不良資産と認識したことが主因である。1817年(文化14)下期に「再度不良資産の整理がなされた。同年の上期から下期にかけて資産総額が銀五〇〇〇貫目ほど減少し、それとの相殺を行って有銀もほぼ減少している」(賀川, 1985, 22頁。ただし、「有銀」 = 資本金の減少は損益計算を介していて、償却額が「払方」 = 損益計算書の費用の部に計上されている)。そして、「文化十四年の整理の際には□印が銀五一九四貫目も減っている」(賀川, 1985, 23頁)。この償却額 = 銀5,194貫程は、「両替店一卷」への融資額のうち銀3,314貫余(上記の銀2,306貫余を含む)、「本店一卷」への融資額のうち銀1,860貫、および「京両替店扱金かし」のうち銀19貫弱で構成されている。

3 資本の内容

《表3》に、『大元方勘定目録』の貸借対照表部分を要約して、再結合前後の1797年上期から1798年上期の連続した3期と、1800年下期から5年(10期)ごとに1835年下期まで掲げる。表

《表3》大元方の資産・資本・負債

	1797 上	1797 下	1798 上	1800 下	1805 下
	銀 貫 匁	銀 貫 匁	銀 貫 匁	銀 貫 匁	銀 貫 匁
預り方(負債・資本の部)	預り方	預り方	預り方	預り方	預り方
期首「有銀」	2,184,744	2,165,912	30,230,691	30,533,719	31,468,662
利足積等(引当金・積立金)	2,931,286	2,946,706	2,951,024	2,961,017	3,920,709
同苗・親族預り	85,737	655,902	712,108	785,391	1,193,908
元メ・奉公人預り	21,909	51,997	21,839	24,776	49,070
店々・江戸元方預り	2,196,586	1,606,926	47,926	55,926	47,926
町人・農民等預り	20,890	10,850	10,850	7,850	5,920
寺社等預り	34,601	34,729	34,767	27,857	35,237
大名・武士等預り	81,883	80,474	80,583	77,881	18,883
大坂御用達・江戸御用金等	2,476,241	2,493,973	2,540,005	2,595,135	2,608,551
預り方(負債・資本)合計	10,033,837	10,032,991	36,595,514	37,014,423	39,348,867
貸し方(資産の部)	銀 貫 匁	銀 貫 匁	銀 貫 匁	銀 貫 匁	銀 貫 匁
本店・向店かし	521,067	12,205,201	12,204,978	12,201,419	12,201,419
両替店かし	168,690	9,736,838	9,796,463	9,830,085	9,780,803
松坂店かし	20,600	20,000	20,000	20,000	70,000
本封付・穴蔵銀	919,900	519,900	519,900	528,570	528,570
元方有物	19,966	19,966	19,966	18,761	18,761
江戸・大坂家代・新田	1,306,500	6,994,350	6,992,090	6,690,350	6,711,540
元方有家・京伊勢居宅店々	152,852	1,306,500	1,306,500	1,306,500	1,306,500
有金銀	14,426	224,305	355,149	325,679	1,378,707
同苗・親族かし	36,661	177,618	188,840	423,385	855,135
元メ・奉公人等かし	30,892	18,350	16,376	25,989	22,791
町人・農民等かし	3,310,935	27,638	27,507	57,990	44,363
寺社かし	493,493	30,820	30,323	21,645	27,093
京両替店抛金かし	4,620	3,309,657	3,310,197	3,329,601	3,957,959
江戸元方抛金かし	3,000,000	491,598	485,598	376,355	228,074
大名・武士等かし		4,098	3,918	12,410	33,365
大坂御用金・江戸御用金かし		3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
貸し方(資産)合計	10,004,195	38,097,770	38,235,497	38,168,739	40,157,080
預り口・貸し口差引メ	-29,643	28,064,779	1,639,984	1,154,317	808,213
右貸高ノ内 □印(不良資産)		3,942,500	3,992,500	3,857,300	3,809,000

(出所) 寛政九歳春季(1797年上期, 続3018)を加えて寛政十歳下期のものを除いた外は《表2》に同じ。

の“預り方(負債・資本の部)”のなかで, “利足積等(引当金・積立金)”として示したもののほとんどは「利足積」で, これは大名貸しなどからの利息収入を, 収益として認識せずに, 損益計算を介することなしに引き当てたものである。企業分割前の「大元方」には, 多種の引当金・積立金があったが(西川, 2002 a, 2002 b参照。なお, 江戸時代には引当金と積立金とを区別していない), 再結合後には「利足積」以外の引当金・積立金はほとんどない。ただし, 後述するように, 同苗・親族預りの大部分は, 実質的な引当金・積立金と考えられる。

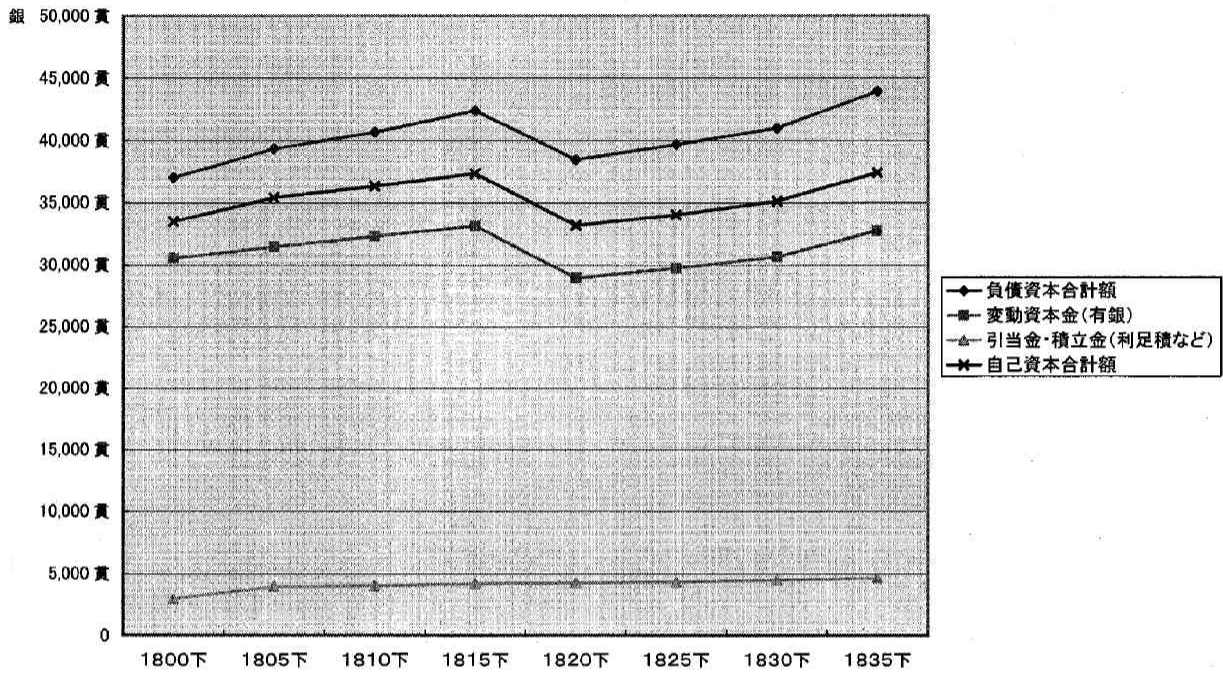
1779年上期 - 1835年下期

1810下	1815下	1820下	1825下	1830下	1835下
銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁
預り方	預り方	預り方	預り方	預り方	預り方
32,285,138	33,140,750	28,930,598	29,719,121	30,644,734	32,755,670
4,018,174	4,182,563	4,226,935	4,298,887	4,448,151	4,630,173
1,469,693	1,324,756	1,432,620	2,049,261	2,863,864	3,408,470
54,455	24,720	24,720	23,064	22,720	53,680
47,926	50,926	21,000	3,000	3,000	39,000
10,099	7,136	4,456	30,632	22,186	21,133
18,000	18,000	18,000	19,500	18,000	18,000
17,881	612,430	692,640	384,240	81,699	37,505
2,726,685	3,039,605	3,085,608	3,131,224	2,887,075	2,963,885
40,648,052	42,400,827	38,442,559	39,659,727	40,991,430	43,922,766
銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁
12,591,419	12,451,419	10,044,319	10,209,119	10,306,419	9,951,419
11,136,433	10,563,333	6,691,848	6,928,088	6,900,588	6,440,338
70,000	70,000	70,000	72,682	91,389	37,740
114,555	918,570	918,570	444,570	858,570	756,560
19,023	157,553	146,655	147,028	146,911	18,962
6,741,540	6,741,540	6,738,540	6,732,040	7,045,440	7,237,440
1,306,500	1,306,500	1,306,500	1,306,500	1,306,500	1,306,500
760,932	1,398,293	809,831	266,111	343,349	406,804
971,114	246,710	3,132,391	4,971,202	6,221,591	8,540,023
38,572	44,775	53,869	26,466	19,046	27,438
117,575	89,836	98,012	150,605	196,550	234,999
33,736	58,427	51,630	44,800	57,964	91,077
4,235,442	4,509,814	4,534,422	4,529,696	4,531,773	4,497,717
223,942	206,751	205,721	204,474	200,740	199,003
27,145	15,415	25,645	25,660	60,815	25,765
3,660,000	4,957,562	4,965,362	4,965,362	4,404,110	4,236,329
42,048,449	43,727,728	39,763,063	40,980,240	42,680,037	44,002,370
1,400,397	1,326,902	1,320,504	1,320,513	1,688,607	79,603
3,860,000	5,727,480	526,000	525,000	750,000	783,000

1797年下期で、「貸し方」(資産の部)合計額と「預り方」(資本負債の部)合計額との差額 = 銀28,064貫余のほとんどは、前述の「目録結合銀」の銀27,929貫余が占める(表1参照)。再結合前までの『大元方勘定目録』では、貸借対照表で計算された純損益(「貸し方」と「預り方」との差引額)と損益計算書で計算された純損益(「入方」と「払方」との差引額)とが一致していたが、「寛政九年〔1797〕から天保三年〔1832〕まではその差引が一致していない。貸方・預方の差引が入方・払方の差引より銀一〇〇〇貫目ほど多くなっている」(賀川, 1985, 23頁。〔 〕内は西川が挿

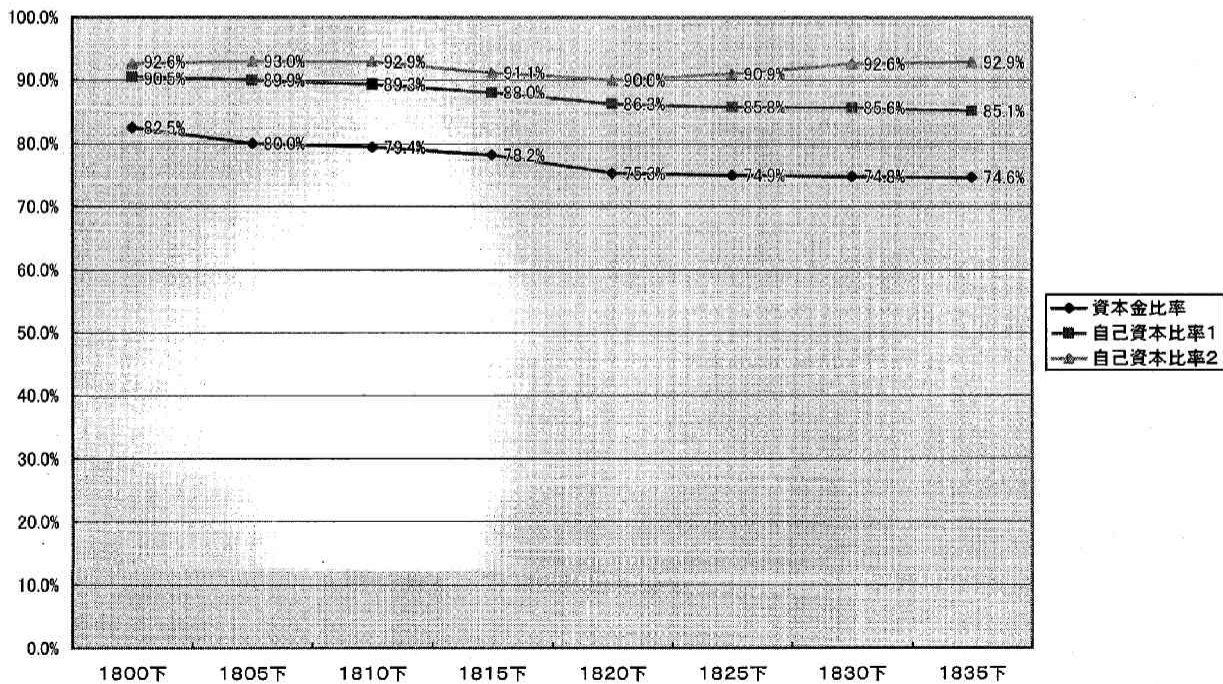
入)。この不一致額をもう少し細かく計算してみると、1797年下期で銀1,468貫余、1800年上期から1808年下期までは銀952貫余から銀1,197貫余のあいだで変動し、1809年上期から1825年下期は銀1,210貫余から銀1,223貫余、1825年下期から1832年下期は銀1,506貫余から銀1,532貫余である（1812年下期から1815年下期までのあいだは「貸し方」と「預り方」との差額計算が表

《図2》大元方の自己資本・資本金 1800年下期—1835年下期



(出所) 1790年代のものを除いた外は、表1・表2と同じ。

《図3》大元方の各種資本比率 1800年下期—1835年下期



(出所) 図2と同じデータから西川が計算。

示されていないが、西川が算出)。純損益計算で貸借対照表差額と損益計算書差額とがこのように大きく食い違う理由は不明であるが、この両者の不一致の時期には、期末資本金の計算で期首資本金に加算する純利益額は損益計算書に表示された値で計算され、その資本金額に基づいて前述の修正期末資本金が表示されている。なお、1833年上期から再び貸借対照表と損益計算書とでの純損益が一致するようになる。

《図2》として、「大元方」の負債資本合計額、資本金額、引当金・積立金の額、および自己資本額の1800年下期から1835年下期までの5年ごとの推移を、折れ線グラフにして示した。各項目とも1820年(文政3)下期に下降しているのは、前述の1817年下期における不良資産償却による。

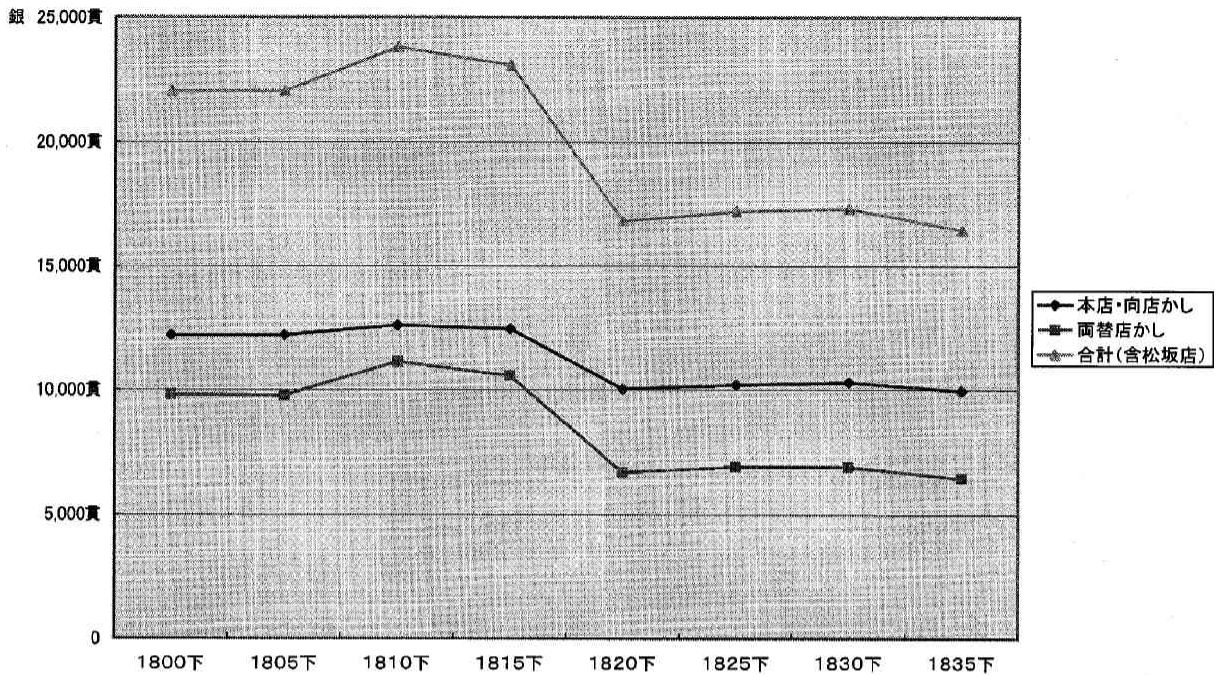
負債資本合計額に対する資本金額の割合(資本金比率)、同じく自己資本額の割合(自己資本比率1)、および自己資本額と同苗・親族預りとの合計額の割合(自己資本比率2)を、1800年下期から1835年下期まで5年ごとに、折れ線グラフにして《図3》に示した。資本金比率および自己資本比率1は徐々に低下しているが、自己資本比率2はほとんど横這いであり、同苗への債権額の増加に伴って引当を増やしていったことが伺える。

4 資産の内容

《図4》に、「大元方」から営業店への投融資額の1800年下期から1835年下期までの5年ごとの推移を、折れ線グラフにして示した。グラフのなかで、「両替店かし」としたものは、「両替店一卷」への投融資額で、この中には前述のように定額出資の銀2,000貫を含む。「本店・向店かし」は、「本店一卷」への投融資額で、「京都本店」への定額出資＝銀375貫と「向店」への定額出資＝銀300貫とを含む。「合計」には「松坂店」の投融資額も含まれるが、《表2》に示したように、その額は「本店一卷」および「両替店一卷」に対するものに比べれば僅かである。3者とも、1820年下期に大きく下降しているのは、前述の1817年下期における不良資産償却による。「大元方」の資産総額に対するこれら店々への投融資額の割合を、1800年下期から1835年下期まで5年ごとに、折れ線グラフにして《図5》に示した。これら3つの比率は、不良資産償却で大きく下降した後、漸減するが、それは資産総額の漸増による。資産総額の漸増は、次に述べるように、主として同苗への貸出増による。

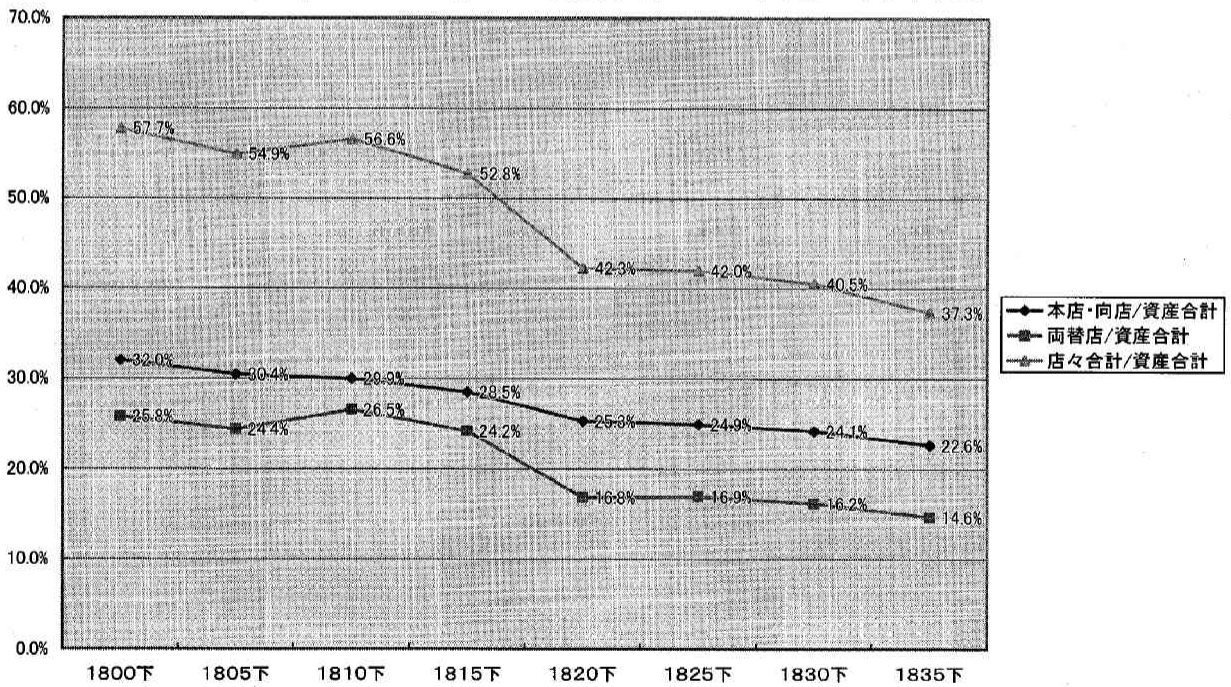
《図6》に、「大元方」の主要な債権の推移を示した。「御用金かし」として示したものは、幕府が米価対策の囲米の「資金として、江戸・大坂の町人から御用金を徴収した」ものに対する「三井の応募額の累計である」(三井文庫, 1980, 354頁)。この返済額は、「預り方」に計上されているために、その分が架空資産・架空負債となっている。「大名貸し」および「御用金貸し」に寺社や町人・農民への貸付も加えて「他貸し合計」として示し、それに「同苗・親族かし」を追加して「債権合計」とした。「他貸し合計」がほぼ横這いであるが、同苗・親族への貸付が増大していることから債権合計額が増大している。同苗の「大元方」からの借入は、「安永持分け

《図4》大元方から店々への投融資 1800年下期—1835年下期



(出所) 図2と同じ。

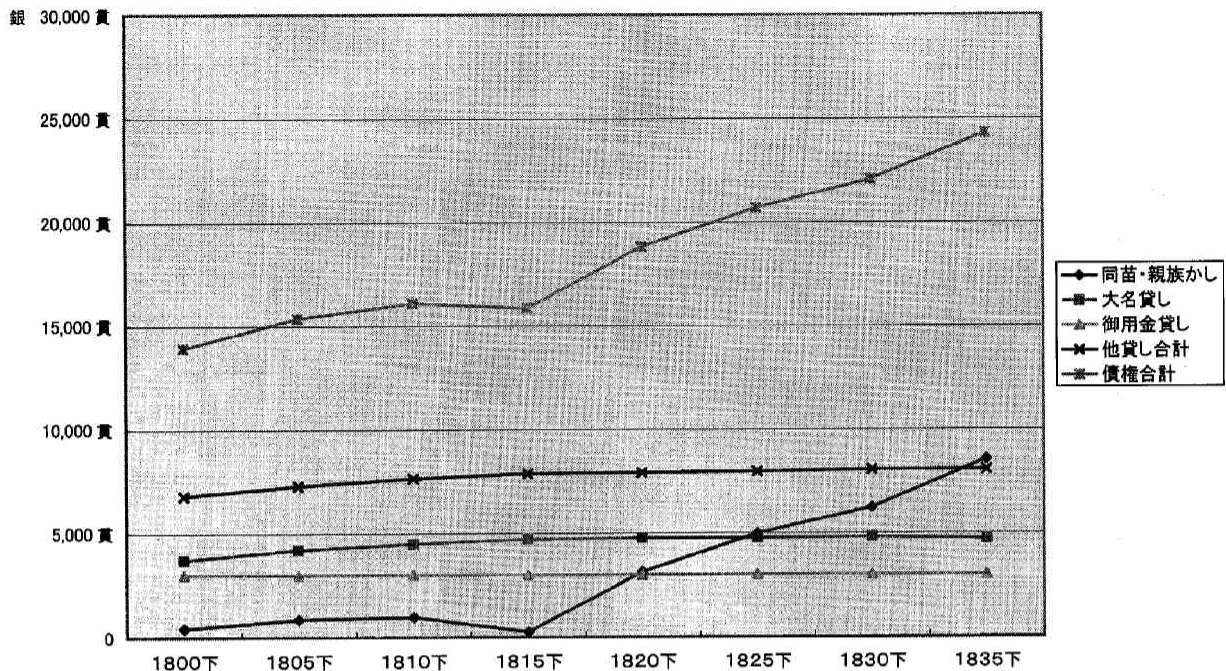
《図5》大元方から店々への投融資比率 1800年下期—1835年下期



(出所) 図2と同じデータから西川が計算。

〔企業分割〕の期間に、同苗がそれぞれ本店一卷、両替店一卷、松坂店に分属していた時期の借財がそのまま寛政一致〔再結合〕後に持ち越されており」(三井文庫, 1980, 541頁。〔 〕内は西川が挿入), さらに、「三井家同族は私生活費などでほかの商人からの借財を急増させ、大元方とその肩代わりをせざるをえなくなった」(賀川, 1985, 22頁)。ただし、グラフ中の1815年の“同

《図6》大元方の主要な債権 1800年下期－1835年下期



(出所) 図2と同じ。

苗・親族貸し”のなかには、この肩代わり分が含まれていないので注意を要する。「文化一四年(一八一七)下期までに大元方に付け替えられた同苗借財の額は〔中略〕一八八五貫目余」となった(三井文庫, 1980, 542頁)。「使途の明細は明らかでないが、居宅普請金、私生活費、交際費、古美術蒐集費などが主であったとみられ」(同頁),「文化一四年一月に作成された「新掟書」は、同苗の他借りを堅く戒め」た(同, 543頁)。しかし、その後に「大元方」から同苗への貸付が急増していることを図6から見て取れる。

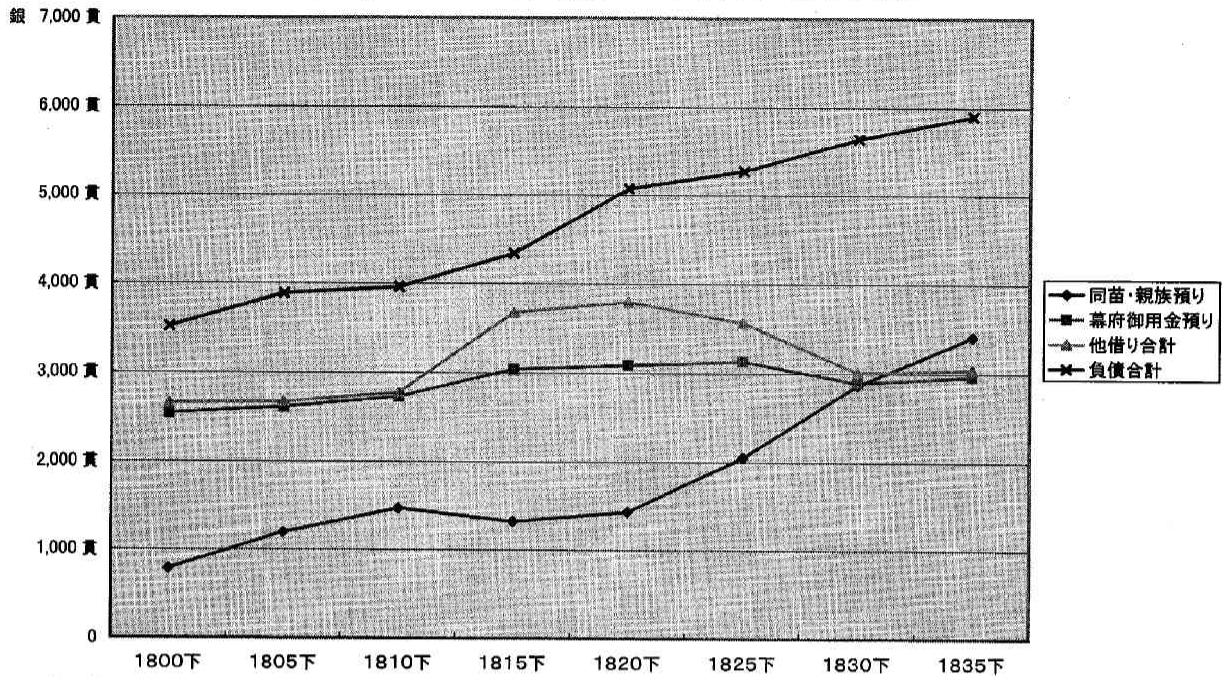
5 負債の内容と資産構成比率・負債構成比率

「大元方」の主要な債務の推移を、1800年下期から1835年下期まで5年ごとの折れ線グラフにして《図7》に示した。“同苗・親族預り”には、「大元方」から同苗に支給される生活費である「賄料」や同苗の役職手当である「役料」の一部を現金で支払っていない未払賄料や未払役料などで急増していくが、それらは、同苗への不良債権に備えて「大元方」内部に留保した実質的な引当金・積立金と考えた方がよいのかも知れない。

1815年および1820年の“他借り合計”のなかには、同苗個人の他借りを「大元方」が肩代わりして、「文化一二年(一八一五)に紀州藩から銀六〇〇貫目を借り入れて同苗借財の一部を返済」(三井文庫, 1980, 541頁)した分が含まれている。

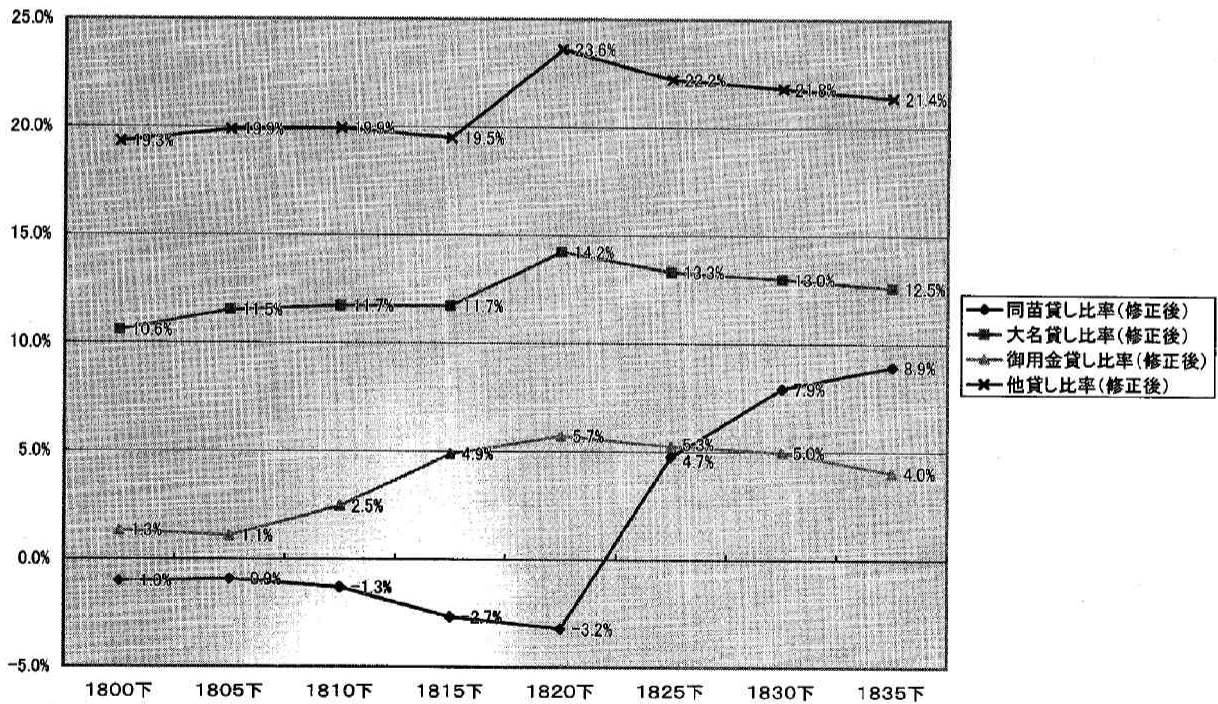
前述のように、「大元方」の資産総額の漸増額の主なものは同苗への債権の増加であり、上記のように、同苗貸し不良債権に対する実質的な引当金・積立金と考えられるものがそれに伴って増加しているので、“同苗・親族貸し”と“同苗・親族預り”とを相殺し、また、“幕府御用金貸

《図7》大元方の主要な債務 1800年下期—1835年下期



(出所) 図2と同じ。

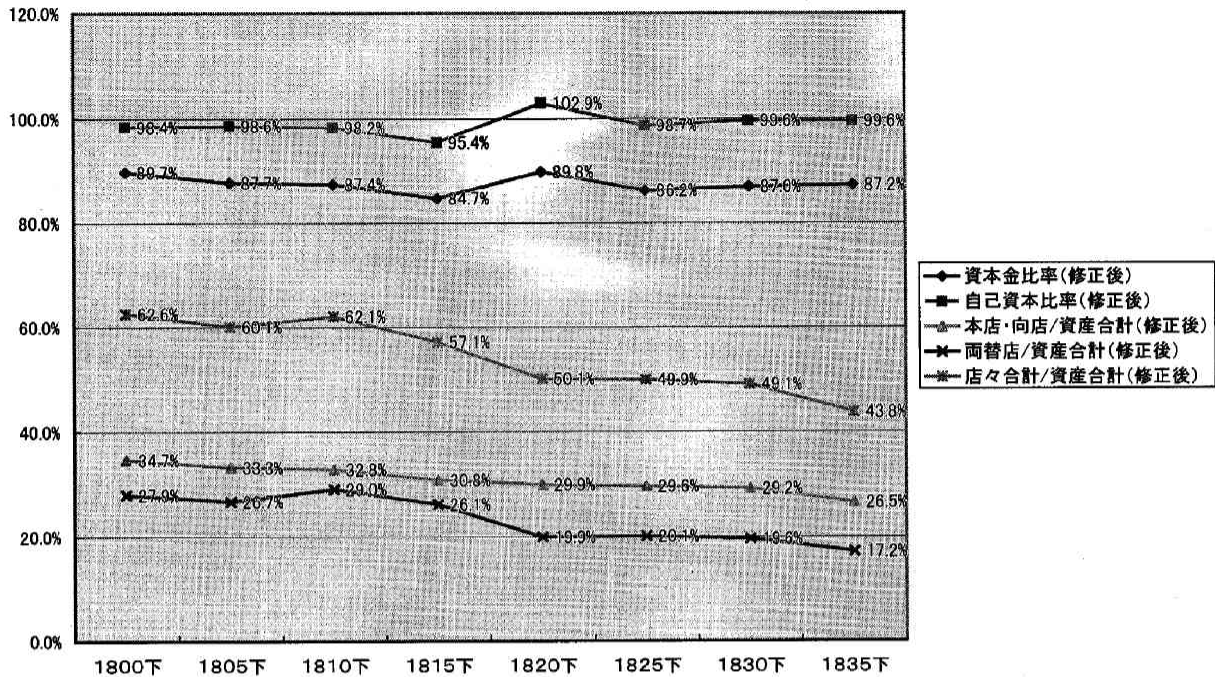
《図8》大元方の修正後各種債権比率 1800年下期—1835年下期



(出所) 図2と同じデータから西川が計算。

し”と“幕府御用金預り”とを相殺して、各種の資産と資本との構成比率を計算し直して、1800年下期から1835年下期まで5年ごとの推移を折れ線グラフにしてに示したものが、《図8》および《図9》である。実質的な引当金・積立金の控除しても同苗貸し債権比率は、1820年以降、急増している。結局、全体としてみれば、同苗貸しが増えたのとほぼ見合うだけ、店々への融資

《図9》大元方の修正後資本比率・店々投融資比率 1800年下期－1835年下期



(出所) 図2と同じデータから西川が計算。

が減っている。店々への融資額は、再結合時に分割前のものを復活させたものがほとんどで、その大部分が固定化していた。

6 大元方の収益・費用・純損益の推移

前述のように再結合後に「三年勘定」が復活しなかったで、「本店一卷」および「両替店一卷」という傘下営業組織の留保利益を「大元方」の利益に振り替えることがなくなった。すなわち、再結合後、「大元方への上納金は、本店一卷は半期に銀三五〇貫目、両替店一卷は半期に銀二五〇貫目と定額に固定された」(三井文庫, 1980, 346頁)。したがって、「大元方から営業資金融通を配分することで営業の統括をはかるということはできなくなった」(賀川, 1985, 22頁)のである。分割前と分割中と再結合後の収益と費用とを対比させて、《表4》として掲げる。

《図10》として、「大元方」の収益、費用、および純損益について、1797年下期から1835年下期までの推移を、折れ線グラフにして示す。収益合計額は、ほぼ銀700貫前後で大きな変動がほとんどないが、1831年(天保2)下期に大きく増加しているのは、銀354貫余の償却債権取立益が生じたためである。費用合計額の変動は、冠婚葬祭費などの同苗の共通経費や不良債権償却額を記した「仲ヶ間出し切」の計上額がの変動によるところが大きい(「仲ヶ間出し切」の内容については後述する)。1817年(文化14)下期の費用額が突出して巨大なのは、前述の不良資産償却のためである。

《表4》大元方の収支構造の変化(企業分割前・分割中・再結合後)

	分割前		分割中	再結合後
	1737年上期 (元文2年)	1772年下期 (安永元年)	1775年上期 (安永4年)	1798年上期 (寛政10年)
入方(収益)	貫 匁	貫 匁	貫 匁	貫 匁
功納外延銀 ¹⁾ 本店		1,145.304	×	×
〃 両替店		1,006.728	×	×
功納 本店	56.250	56.250	×	56.250
〃 両替店	100.000	100.000	×	×
〃 向店	27.500	30.000	×	30.000
〃 松坂店	×	2.500	×	2.500
臨時納 本店	88.000	41.100	×	58.900
〃 両替店	18.800	58.500	×	×
〃 向店	4.125	4.500	×	4.500
定式納 本店	×	×	18.000	×
〃 両替店	×	×	10.800	×
当季納 本店	×	×	×	200.350
〃 両替店	×	×	×	250.000
宿賃人 ²⁾	50.879	77.915	9.866	96.435
利足入払差引 ³⁾ 入 ³⁾		17.261	3.668	
その他	9.318	89.291 ⁴⁾		
大方 ⁴⁾ (収益合計)	354.872	2,629.349	42.334	698.935
払方(費用)				
旦那衆御隠居料	16.466	43.550	×	12.320
〃 御賄料	173.366	257.000	×	203.700
〃 息子・娘分	24.750	42.150	×	27.840
仲ヶ問出シ切	154.658	126.893	23.007	35.290
御座敷方附届入目	37.038	70.924	39.299	70.530
旦那衆名目役料	6.945	62.530	8.600	40.000
〃 江戸上下路金	1.225	15.000	×	13.490
〃 於江戸小遣	12.379	11.741	×	15.368
店々役料	11.040	14.036	9.048	12.283
元 ⁴⁾ ・名代役料	30.138	48.900	18.100	45.000
元 ⁴⁾ 隠勤料・名代合力	7.925	21.825	7.825	3.915
合刀	2.165	993	2.919	1.290
諸方下屋敷入目	4.202	4.692	4.254	5.852
大元方会所小払	321	326	515	1.337
利足入払差引 ³⁾ 払 ³⁾	24.926			9.585
その他	114			29.693
払方 ⁴⁾ (費用合計)	507.658	720.561	113.568	527.495
入払差引	△152.786	1,908.788	△71.233	171.440

(注) 1) 功納外延銀は分裂前の三年勘定のときのみ計上。

2) 原史料では江戸の不動産に関するものと大坂のものとを別記しているが、ここでは合算。

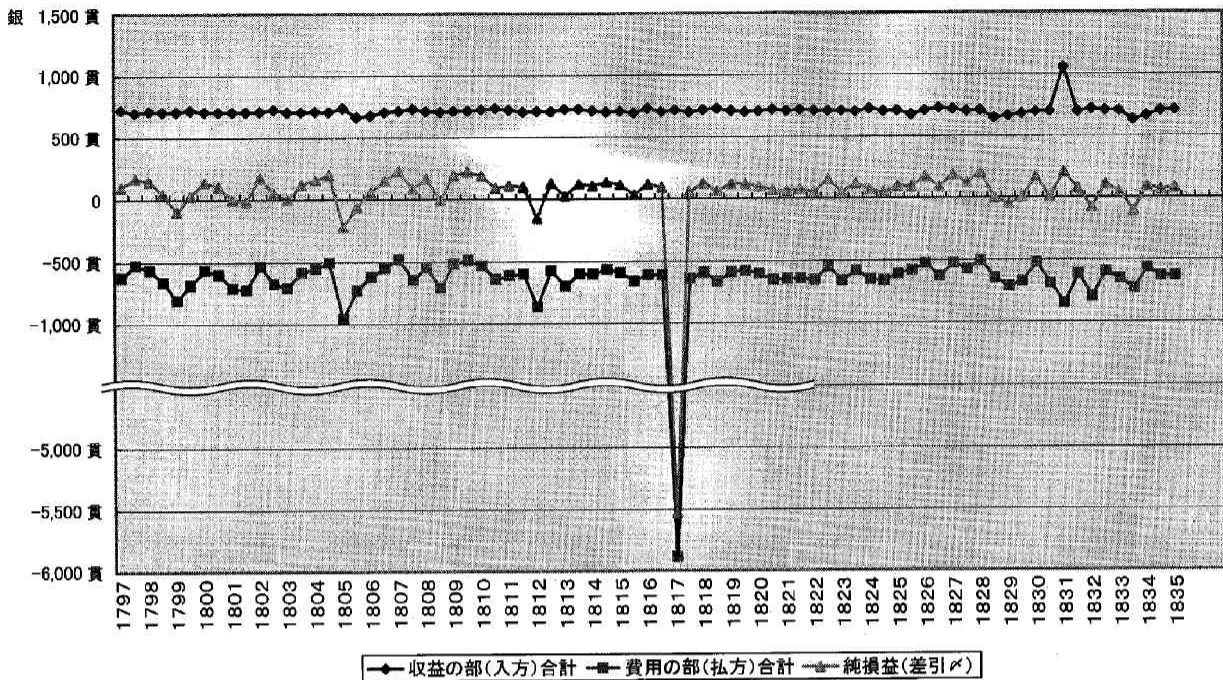
3) 受取利息と支払利息とを相殺した利息損益純額。入超なら「大方」に、出超なら「払方」に計上。

4) 「旦那衆御賄料并口々御大用本建高之内式割返り」(安永元年上期にはじめて出現)がこのうちの72貫297目を占める。

なお、金は銀に換算するとともに、匁未満は四捨五入。

(出所) 西川, 1993, 190頁より転載(元の表は『大元方勘定目録』(続2902, 続2969=三井文庫[1973]資料54, 続2974, 続3020)より西川が作成)。

《図10》大元方の収益・費用・損益 1797年下期－1835年下期



(注1) 費用合計は損益表示と合わせるためにマイナス額で表示。

(注2) 1797年下期の収益額，費用額，および純損益額は，企業結合に伴う臨時巨額項目を削除して西川が修正した値。それ以外は，原資料記載額。

(出所) 図1と同じ。

7 収益の内容

『大元方勘定目録』の損益計算書部分を要約して，再結合前後の1797年下期から1798年下期の連続した3期と，1800年下期から5年(10期)ごとに1835年下期までについて，「入方」=収益の部に計上された各項目をほぼ原資料での記載順に《表5》として掲げる。

「大元方」の収益合計額の約80～90パーセントを，「本店一卷」および「両替店一卷」からの上納額が占めている(向店は本店一卷に属する)。「店々臨時納」と「両店当季納」とは，銀額が度々小幅に動いているが，「店々功納」，「店々臨時納」，および「両店当季納」(両店とは京都本店と京都両替店との2店をいう)の3者の合計額は，銀602貫500匁でほぼ固定している。なぜ「店々臨時納」および「両店当季納」の額を度々微調整しているのか，その理由は不明である。

「大元方」が所有している不動産から生じる利益が，店々からの上納額以外の「大元方」の収益のほとんどを占めている。江戸に所有している「家屋敷」=不動産の賃貸料収入から，家守(不動産の管理人。江戸では俗に「大家」という)の給料や町儀入用などの諸経費を差し引いた純額が，「江戸有家宿賃入」である。「大坂有家宿賃入」も，同様に，大坂の不動産賃貸料収入から諸経費を差し引いた純額である。「江戸有家宿賃入」，「大坂有家宿賃入」，および両者の合計額について，1797年下期から1835年下期までの推移を《図11》として掲げる。

《表5》大元方の収益

	1797 下	1798 上	1798 下	1800 下	1805 下
入方(収益の部)	銀 貫 匁	銀 貫 匁	銀 貫 匁	銀 貫 匁	銀 貫 匁
利足入払差引メ				177	
店々功納	88,750	88,750	88,750	88,750	88,750
本店	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250
向店	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
松坂店	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
店々臨時納	63,400	63,400	63,400	72,000	59,900
本店	58,900	58,900	58,900	67,500	55,400
向店	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
両店 当季納	450,350	450,350	450,350	441,750	453,850
本店	200,350	200,350	200,350	191,750	213,850
両替店	250,000	250,000	250,000	250,000	240,000
江戸有家宿賃入	106,181	88,394	91,718	85,158	113,353
大坂有家宿賃入	16,289	8,041	14,809	16,059	15,238
河州新田収納			2,354		
臨時金銀入	1,561,139		2,004	3,015	4,637
入方(収益の部)合計	# 30,249,741	698,936	713,385	706,909	735,727

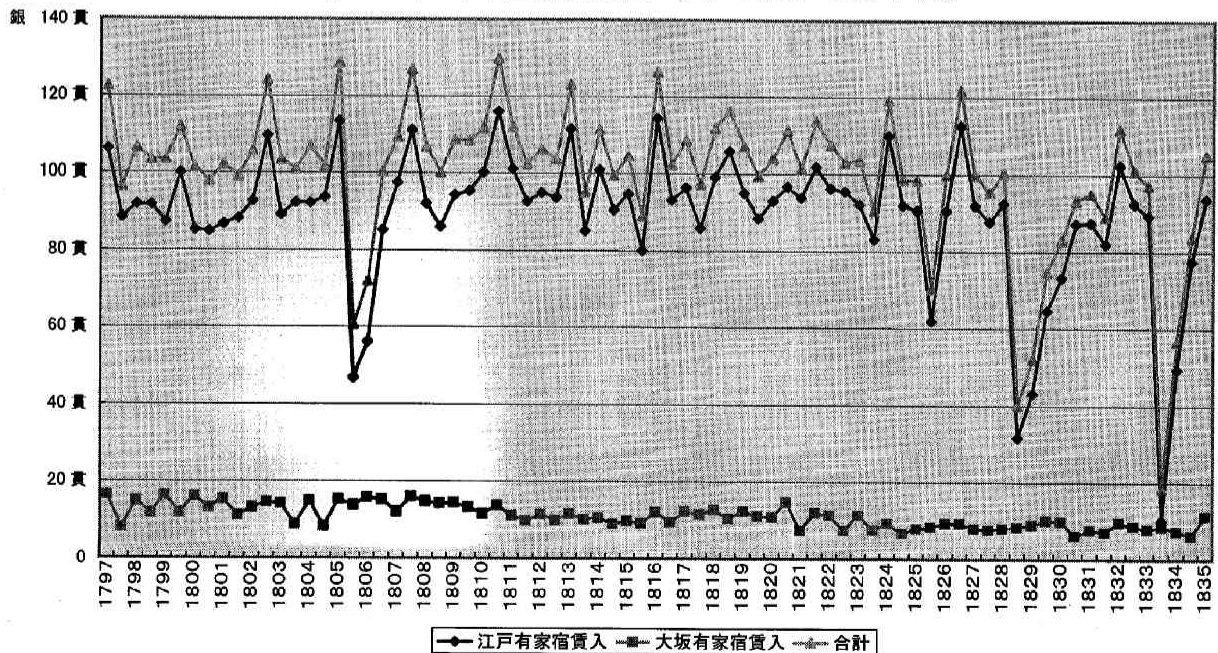
#「目録結合金銀」 27,929,867

#「当季差引尻入不足」 33,766

1797年下期の修正後の収益額 724,970

(出所) 表2と同じ。

《図11》大元方の不動産賃貸料純益 1797年下期—1835年下期



(出所) 図1と同じ。

1797年下期－1835年下期

1810下	1815下	1820下	1825下	1830下	1835下
銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁
				7,005	
88,750	88,750	88,750	88,750	88,750	88,750
56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250
30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
65,100	71,200	61,400	67,500	63,800	52,500
60,600	66,700	56,900	63,000	59,300	48,000
4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
448,650	442,550	452,350	446,250	449,950	461,250
198,650	192,550	202,350	188,750	192,450	211,250
250,000	250,000	250,000	257,500	257,500	250,000
100,092	94,705	92,959	90,551	73,172	93,644
11,444	9,715	10,873	7,817	9,860	11,259
			4,871	1,132	
8,284	2,855	955		195	268
722,320	709,775	707,287	705,739	693,864	708,172

8 費用の内容

収益内容を示した前掲表と同じように、「大元方勘定目録」の損益計算書部分を要約して、「払方」＝費用の部に計上された各項目をほぼ原資料の順序のままに《表6》として掲げる。「払方」では、ほとんどの項目に内訳が記録されているが、表では内訳を省略した。

同苗各家への支給である隠居料、賄料、および家族手当を合計した額が、「大元方」の費用合計額の30数パーセントから半分近くを占めている。《図12》として、「旦那衆御隠居料」、「旦那衆御賄料」、および「旦那衆御惣領御末子御娘分」について、1797年下期から1835年下期までの推移を掲げる（旦那衆とは同苗各家の当主をいう）。数期ごとに賄料の額が跳ね上がっている理由は不明である。

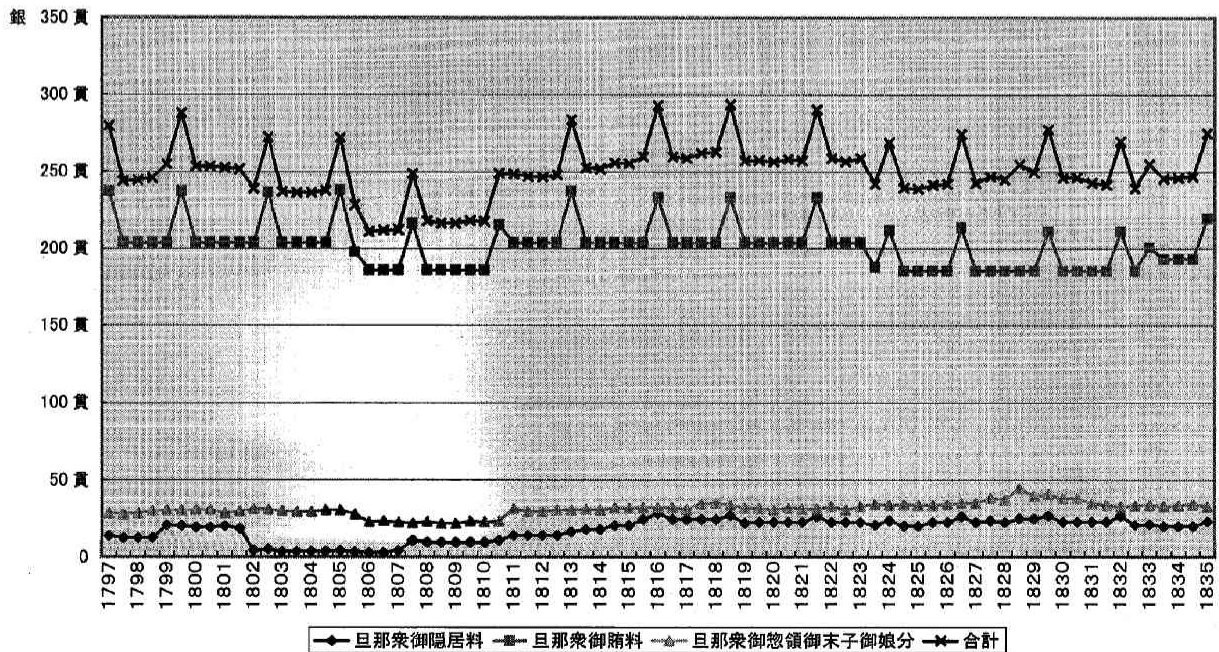
《図13》に、「旦那衆名目役料」、「旦那衆江戸大坂勢州上下路金」、および「旦那衆江戸大坂小遣雑用」の1797年下期から1835年下期までの推移を掲げる。名目役料は、役職手当であり、路金は勤番などで京都と各地とのあいだを往復する出張旅費、小遣雑用は、江戸および大坂での滞在費である。

賄料以外で大きな額になっている項目が、「仲ヶ間出し切」と「御屋敷方附届入目」である。

《表6》大元方の費用

払方(費用の部)	1797下	1798上	1798下	1800下	1805下
	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁
利足払 入差引メ	6,341	9,585	11,336		18,237
河州新田目録尻指引メ不足銀					
旦那衆御隠居料	13,706	12,320	12,320	19,280	3,920
旦那衆御賄料	237,649	203,700	203,700	203,700	237,736
旦那衆御惣領御末子御娘分	28,440	27,840	28,440	30,440	30,360
仲ヶ間出し切	93,813	35,290	142,558	118,661	481,444
御屋敷方附届入目	62,351	70,531	40,482	52,670	50,168
旦那衆名目役料	40,000	40,000	40,000	40,124	38,197
旦那衆江戸大坂勢州上下路金	15,600	2,250		2,550	1,958
旦那衆於江戸大坂小遣雑用	32,229	26,608	14,674	19,929	21,800
店々役料	11,484	12,284	11,475	11,689	10,981
元メ名代役料	50,755	45,000	46,604	52,660	38,254
元メ隠勤料・名代御合力	1,215	3,915	3,915	9,300	13,725
御合力	570	1,290	570	1,080	3,000
諸方下屋敷入目但宿料差引メ	8,822	5,852	5,707	5,378	5,040
大元方会所小払	1,732	1,337	698	480	107
払方(費用の部)合計	※2,184,961	※※527,495	562,480	567,941	955,206
入払差引メ(当期純利益)	28,064,779	171,440	150,905	138,967	-219,478
#「紀州様御小休御立寄之節諸入目」		29,118			
※※「御一件筋」	21,254	575			
※「本店通用已七月差引尻」	779,500				
※「両替店通用 右同断」	779,500				
(出所) 表2と同じ。					

《図12》同苗への賄料・家族手当等 1797年下期-1835年下期

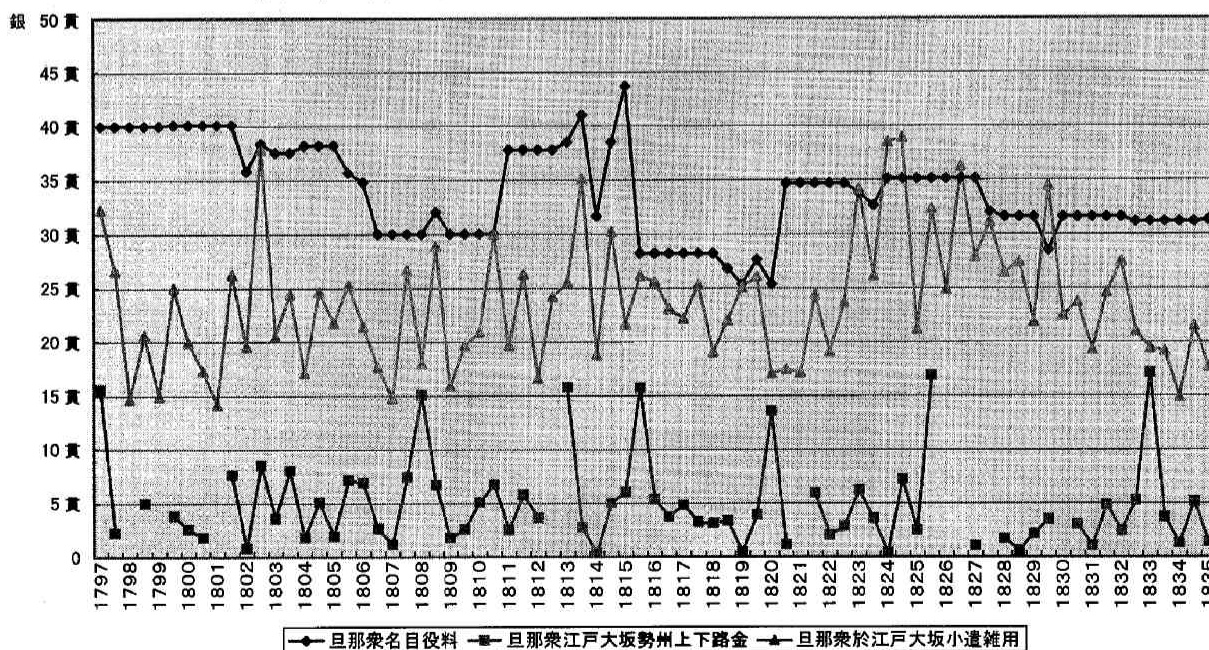


(出所) 図1と同じ。

1797年下期-1835年下期

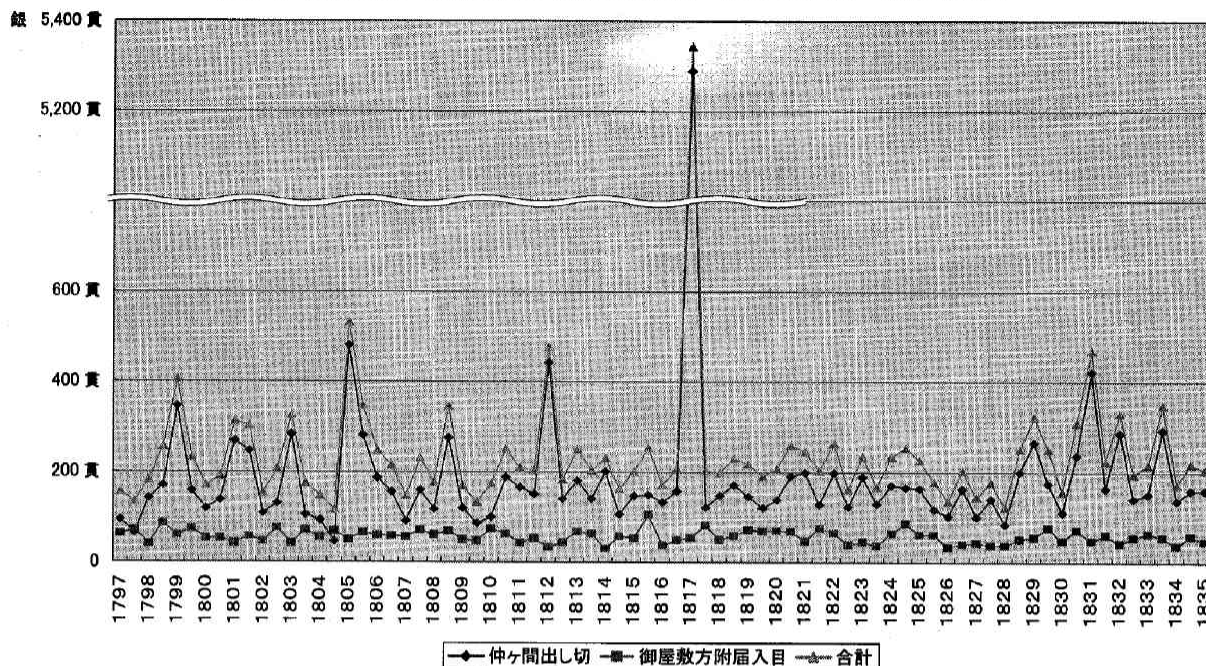
1810下	1815下	1820下	1825下	1830下	1835下
銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁	銀貫匁
18,409	4,823	14,271	16,068		22,991
		5,307			7,095
9,088	20,160	22,380	20,070	22,710	23,030
185,580	203,700	203,700	185,490	185,490	219,453
22,720	31,280	30,240	33,372	37,728	32,472
100,397	147,659	138,255	164,329	109,559	159,269
74,142	53,084	69,624	61,327	46,507	45,940
30,035	43,664	25,366	35,118	31,558	31,266
5,084	6,015	13,560	2,465		1,350
20,928	21,663	17,073	21,163	22,411	17,692
11,113	12,511	11,559	12,763	13,073	13,333
36,710	38,385	32,769	37,859	32,306	30,422
5,360		6,750	6,683	3,038	3,990
3,610	3,790	4,430	4,708	4,070	10,880
8,808	6,503	12,434	7,038	14,905	8,233
1,098	498	692	644	664	1,153
533,083	593,735	608,408	609,077	524,018	628,568
189,238	116,039	98,879	96,661	169,845	79,603

《図13》同苗への役職手当・出張旅費 1797年下期-1835年下期



(出所) 図1と同じ。

《図14》冠婚葬祭・債権償却等費用と交際費 1797年下期—1835年下期



(出所) 図1と同じ。

前者は、前述のように、冠婚葬祭費や不良資産償却費で、後者は、幕閣の大名などに対するロビーイング活動費である。両者それぞれの額と合計額について、1797年下期から1835年下期までの推移を《図14》として掲げる。「仲ヶ間出し切」の1817年下期の額が突出して大きいのは、前述した不良資産整理の銀5,194貫が含まれているからである。

*本稿は、平成13年度—15年度文部省科学研究費補助金基盤研究(C)(1)に拠る共同研究(研究分担者=小樽短期大学助教授・飯野幸江)「江戸時代における三井家大元方の経営分析および財務内容と会計政策との関連性探求」の研究成果の一部である。

【引用文献】

- 飯野幸江 (2002) 「寛保・延享期における三井大元方勘定目録」『研究紀要』第31号(小樽短期大学, 2002年3月)
- 飯野幸江 (2003) 「安永持分け直前における三井大元方の会計」『研究紀要』第32号(小樽短期大学, 2003年3月)
- 飯野幸江 (2004) 「幕末・明治維新时期における三井大元方の会計—大元方勘定目録の検討を通じて—」『小樽短期大学研究紀要』第33号(小樽短期大学, 2004年3月)
- 賀川隆行 (1985) 『近世三井経営史の研究』吉川弘文館
- 西川 登 (1993) 『三井家勘定管見—江戸時代の三井家における内部会計報告制度および会計処理技法の研究—』白桃書房
- 西川 登 (2002a) 「財務数値からみた三井家初期の大元方」『商経論叢』第38巻第1号(神奈川大学, 2002年8月)
- 西川 登 (2002b) 「三井家初期の大元方における会計計算および表示形式の試行錯誤的変遷」『大坂経大論

集』第53巻第3号（大阪経済大学，2002年9月）

西川 登（2003）「財務数値からみた享保－元文期の三井家大元方」『商経論叢』第39巻第2号（神奈川大学，2003年11月）

西川 登（2004）「財務数値からみた同苗集団分裂期（1775年－1797年）の三井家大元方」『商経論叢』第39巻第4号（神奈川大学，2004年3月）

三井文庫〔編〕（1973）『三井事業史 資料篇一』三井文庫

三井文庫〔編〕（1980）『三井事業史 本篇第一巻』三井文庫

【利用資料】

『寛政九丁巳歳七月ヨリ極月迄大元方勘定目録』（三井文庫所蔵資料，資料番号＝続3019）～『天保六乙未歳從七月至極月大元方勘定目録』（続3095）